

地域を支える障がい者施設等事業者の皆さまを応援！

令和8年度 山形県

障がい者施設等 物価高騰対策 支援金のご案内



申請受付期間

令和8年 8月27^水日・10月23^金日

山形県では、障がい者施設等が受ける食材料費やガソリン代、石油化学製品、重油・灯油の物価高騰の影響を軽減し、安心して質の高い障がい福祉サービスの安定的な提供を図るため、県内で対象施設等を運営するものに対し支援金を交付します。

※当支援事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。



受給には
申請手続きが
必要です

申請方法

「振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し」をご準備いただき、右の二次元コードの申請フォームより申請ください。



【表紙】



【1～2ページ見開き】

申請フォーム



24時間受付可能！

※通帳表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写しをご準備ください。
※支援金交付決定通知は、申請のあった法人単位での通知となりますので、ご了承ください。

問い合わせ

山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金コールセンター

県事業受託者：東武トップツアーズ株式会社山形支店

【コールセンター】050-5445-7425

※受付時間 平日9:00～17:00 ※土日・祝祭日を除く 8/27(木)～10/30(金)

【メール】ymgt-korei.syogaishien@tobutoptours.co.jp

山形県 障がい者施設支援金 Q

<https://yamagata-bukkakoutou.jp>

事務局ホームページはこちらから▶



山形県

交付対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和8年7月1日現在において、対象施設等を県内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

○この支援金の交付対象施設等と、介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和8年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受け、又は受けようとする者

対象施設等および交付額

区分1

- 障害者支援施設
- 療養介護事業所
- 宿泊型自立訓練事業所
- 共同生活援助事業所(介護サービス包括型)
- 共同生活援助事業所(日中サービス支援型)
- 共同生活援助事業所(外部サービス利用型)

一対象施設等当たりの支援金の額

令和8年7月1日現在の定員(併設する短期入所事業所の定員を含む。以下「定員」という。)に17,000円を乗じて得た額(ただし、定員が29人以下であるものは、一律510,000円)

区分2

- 生活介護事業所
- 短期入所事業所(単独型事業所に限る。)
- 自立訓練事業所(機能訓練)
- 自立訓練事業所(生活訓練)
- 就労選択支援事業所
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援A型事業所
- 就労継続支援B型事業所
- 児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む。)
- 放課後等デイサービス事業所

一対象施設等当たりの支援金の額

一律270,000円

区分3

- 居宅介護事業所
- 重度訪問介護事業所
- 同行援護事業所
- 行動援護事業所
- 就労定着支援事業所
- 自立生活援助事業所
- 地域移行支援事業所
- 地域定着支援事業所
- 計画相談支援事業所
- 居宅訪問型児童発達支援事業所
- 保育所等訪問支援事業所
- 障害児相談支援事業所

一対象施設等当たりの支援金の額

一律150,000円

重油・灯油加算

重油・灯油を全館冷暖房や
全館給湯用に使用している区分1の施設

一対象施設等当たりの支援金の額

定員に28,000円を乗じて得た額



交付対象外

- 廃止又は休止予定の施設・事業所●休止中の施設・事業所
- 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人の施設・事業所(指定管理によるものを含む。)
- 令和8年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける施設(介護サービスと障がい福祉サービスを一体的に運営する者に限る)